

令和5年座審第2号
座行審第4号
令和6年1月16日

(審査庁) 座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市行政不服審査会
会長 齋藤 佐知子

答申書の交付について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく次の諮問について、
別紙答申書を交付します。

諮問番号：令和5年諮問第2号

事件名：座間市長が行ったひとり親家庭等医療費助成事業の医療証交付申請に関する処分につい
ての審査請求事件

(別 紙)

諮問日：令和5年11月22日

諮問番号：令和5年諮問第2号

答申書

事件番号：令和5年座審第2号

文書番号：座行審第6号

答申日：令和6年1月16日

(審査庁) 座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市行政不服審査会

会長 齋藤 佐知子

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年11月23日、座間市ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則（平成4年座間市規則第6号。以下「規則」という。）第6条第1項に基づき、医療証の交付申請をした（以下「本件申請」という。）。
- 2 本件申請に対し、座間市長（以下「処分庁」という。）は、令和4年12月16日、令和4年度申告所得（令和3年中所得）超過を理由として、規則第6条第4項後段に基づき、ひとり親家庭医療費助成事業の対象とならない旨の却下決定通知をした（以下「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、令和5年2月28日、座間市長に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、規則第3条に定めるひとり親家庭等医療費助成事業（以下「本事業」と

いう。)の対象者であって、規則第4条に規定する所得の制限にも抵触せず、処分庁が処分の理由としている「令和4年度申告所得(令和3年中所得)超過」の事実はない。また、すでに世帯分離を行っている長男の収入を合算して判断することは、その経緯からしても不合理である。

- (2) 長男は、就職後その収入から奨学金の返済をしており、将来設計を円滑に行うために世帯分離を行っており、これを基に独自の生活設計に基づいて生活している。それにもかかわらず、医療費の助成に関する判断においてのみ長男の扶養義務を根拠として助成事業の対象から外すことは、同じ行政内での不一致を伴う不当な処分であるから本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人、****年生まれの子(長男)、****年生まれの子(長女)及び****年生まれの子(次女)は、同じ住所に住んでいるが、住民基本台帳上では世帯分離を行っており、審査請求人と次女の世帯、長男の世帯及び長女の世帯の3世帯が同じマンションの1室に同居している。
- (2) 審査請求人の令和3年分の住民税賦課に係る総所得金額は****円であり、就労している長男の令和3年分の住民税賦課に係る総所得金額は****円となっている。
- (3) 審査請求人の総所得金額****円は、規則別表第4の基準以下であり、規則第4条第1項第1号の規定により対象者となるが、長男は、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)に該当するため、同人が審査請求人と生計を同じくするものに該当する場合には、規則別表第6に定める金額を超えるため、規則第4条第1項第2号の規定により座間市ひとり親家庭等の医療費助成の対象とはならない。
- (4) 上記「生計を同じくするもの」の該当性について、本件では住民基本台帳上の世帯分離がなされているものの、審査請求人の自宅はマンションの1室となっており、キッチン、風呂、トイレ等は1つであり独立した生計を営める間取りではない。
また、審査請求人から電気代及びガス代を子が負担している等の申出はあったが、独立した生活を営んでいると認められるような証拠の提出はなかった。
- (5) 以上から、長男については生計を同じくするものと認定し、同人の総所得金額が規則別表第6に定める金額を超えるため、規則第4条第1項第2号の規定により座間市ひとり親家庭等の医療費助成の対象とはしない旨の決定をした。
したがって、本件処分には違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 本件の争点

本件申請における申請人の長男が、規則第4条第1項第2号の「ひとり親等と生計を同じ

くするもの」に該当するか否か。

2 関係法令の解釈について

規則第3条においては、医療費の助成を受けることができる対象者について規定した上で、例外的に規則第4条第1項において所得制限による対象者の除外について規定している。

そして、規則第4条第1項第1号においては、住民基本台帳法上の「世帯」の文言ではなく、「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族」という規定の仕方をしていることから明らかなように、所得制限による対象除外の判断の要件となる「同一生計」の有無を判断するに当たって、所得税法における解釈をもって運用すべきことが規則の文言上に明記されている。

したがって、規則第4条第1項第1号及び第2号は、整合的に解釈されるべきであるから、規則第4条第1項第2号の規定における「生計を同じくするもの」も、同項第1号の規定と同様に所得税法における解釈をもって判断すべきと考えるのが規則条文の趣旨に合致するものとする。

そして、所得税基本通達（昭和45年7月1日付け直審（所）30国税長官通達）2-47は、「生計を一にする」の意義について、「親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。」と規定している。

この趣旨は、親族が同一の家屋に起居している場合には、一般的に同一の生計であることが強く推認されるため、同一家屋での起居であるにもかかわらず互いに独立した生活を営んでいると認められるような特段の事情が存在し、かつそのことが明白である場合に限り同一生計を否定すべきとする趣旨であるとする。

したがって、その判断に当たっては、単に住民基本台帳上における世帯の分離の有無のみで判断しうるものではなく、居住状況等の実態、具体的には2世帯住宅か否か、玄関、風呂、トイレ、台所等の物理的な別個独立性の有無、電気・水道・ガス等のライフラインの契約名義、光熱費その他生活における諸々の諸経費の負担割合等に関する約定その他生活状況の実態に関する諸般の事情を総合的に勘案した上で、明白な生活実態の独立性が証明されない限り、生計を一にするものとして判断すべきことになると考える。

3 本件の事案の検討

(1) 本件において、審査請求人の令和3年分の所得金額が****円であり、就労している長男の令和3年分の所得金額は****円となっている（両名の令和4年度市・県民税課税証明書より認定）。

(2) したがって、審査請求人の所得については、規則別表第4の金額未満であることから、規則第4条第1項第1号の規定によりこの点に関する所得制限には該当しない。

しかしながら、就労している審査請求人の長男については、民法第877条第1項の扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）に該当し、その所得が規則別表第6の金額（236

万円)以上となるため、規則第4条第1項第2号の規定により、審査請求人と長男が「生計を同じくするもの」に該当する場合には、規則第4条第1項第2号に規定する所得制限に該当し、医療費助成の対象とはならないこととなる。

- (3) そこで、本件における審査請求人と長男の居住の態様について検討すると、両者が住所地において同一の家屋で居住していることについては、処分庁及び審査請求人の間で認識の相違はない。また、両名が居住する家屋に関する資料として、処分庁よりマンションの間取図に関する資料が提出されており、審査請求人からこれに対する特段の異議及び反論もないことから、審査請求人及び長男が居住するマンションの間取の概要が同資料のとおりであることについても認識の相違はなく、事実であると認められる。同間取図によれば、玄関、浴室洗面所、トイレ、キッチン等の居住空間としての重要な部分において、生活の独立性は認めがたい。また、処分庁から提出された弁明書その他の証拠資料が審査請求人に送付されているが、これに対する審査請求人の反論書の提出はなく、生計の別個独立性を裏付けるような証拠の提出もない。

したがって、所得税基本通達2-47に規定する「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」には該当しないので、長男は、規則第4条第1項第2号に規定する「ひとり親等と生計を同じくするもの」に該当するものと認められる。

- (4) 以上から、本件申請に対し、規則第4条第1項第2号に該当するとして、所得超過を理由に、ひとり親家庭等の医療費助成事業の医療証交付申請を却下した本件処分は適法かつ妥当である。
- (5) なお、審査請求人は、前述のとおり世帯分離を認めておきながら、ひとり親家庭等の医療費助成の場面においては同じ座間市が生計の同一性を理由にこれを却下するのは行政内での対応の不一致であると主張している。

しかしながら、世帯分離等の根拠となる住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)は、「市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」法律(同法第1条)であるのに対し、所得税法は、「所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める」法律(同法第1条)であり、両者はその趣旨、目的が異なる法律である。

したがって、それぞれの法律において、生計及び世帯といった類似の概念があり、その定義や該当性の判断基準等に違いが生じたとしても、必ずしも矛盾といえるものではなく、この点に関する審査請求人の指摘は、本件処分の適法性及び妥当性の判断を覆すも

のではないと思料する。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査請求に対する審査庁の考え方

審理員意見書のとおり棄却すべきものである。

第6 調査審議の経過

令和5年11月22日 審査庁からの諮問の受付

令和6年1月16日 審査会の開催

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続

本件審査請求は、次のとおり、審査請求人に対する「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」の通知、口頭意見陳述についての希望の有無の確認、「審理手続（処分庁から追加提出された証拠資料）に係る意見等について」の通知及び「審理手続の終結等について」の通知など審理員による適正な審理手続が行われたと認められる。

時期	内容
令和5年5月1日	審理員が指名された。 処分庁に弁明書の提出を要求した。
令和5年5月10日	処分庁から弁明書が提出された。
令和5年5月23日	審査請求人へ弁明書を送付し、及び反論書の提出を求めた。
令和5年6月29日	提出期限を再設定し、審査請求人に反論書の提出を求めた。
令和5年8月14日	処分庁に質問書を送付した。
令和5年8月23日	処分庁から質問書を受領した。
令和5年8月31日	処分庁から追加提出された証拠資料を審査請求人へ送付し、意見等を求めた。
令和5年9月15日	審査請求人へ審理手続の終結を通知した。
令和5年9月29日	審理員から審理員意見書が提出された。

2 本件処分の違法性及び不当性

本件処分については第4の2 関係法令の解釈について及び第4の3 本件の事案の検討に記載した審理員意見のとおりと判断し、違法又は不当なものではない。

3 まとめ

以上のことから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当であるから、結論記載のとおり答申する。

座間市行政不服審査会

委員（会長） 齋 藤 佐知子

委員 宮 本 恭 一

委員 宮 下 哲太郎

委員 山 田 学